○国土交通省告示第千八十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

ヨシガ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号から九号を平成六年建設省告示第千八百七十五号で指定した第三号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県岩船郡関川村大字小和田

四八五番一　一号

四八八番　二号

四九〇番一　三号から五号まで

四九六番　六号

四八〇番　七号から九号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号から三号を平成六年建設省告示第千八百七十五号で指定した第三号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県岩船郡関川村大字小和田

四九六番　一号から三号まで

○国土交通省告示第千八十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

久原川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇郡高森町大字高森字石山

三三九〇番一　一号及び二号

三三九二番　三号から七号まで及び十七号から十九号まで

三三九三番　八号から十六号まで

三三九〇番三　二十号

ロ　次に掲げる土地

熊本県阿蘇郡高森町大字高森

字石山　三三八九番三

三三九〇番二

字虎御前　三三四一番九

三三五九番三

三三六〇番三

三三六〇番五

三三六二番二

○近畿地方整備局告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十月十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第五十一号岩出都市計画、打田都市計画、粉河都市計画、那賀都市計画、貴志川都市計画及び桃山都市計画下水道事業紀の川中流流域下水道

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

人事異動

法務省

青柳　幸一　西澤　宗英

矢島　基美　山野目章夫

平成二十一年度司法試験（旧司法試験第二次試験）考査委員に任命する

任期は平成二十一年十一月三十日までとする（各通）

検事　佐々木宗啓

同　飛澤　知行　同　**苑**　揚恭

同　横田希代子　同　横山和可子

平成二十一年度司法試験（旧司法試験第二次試験）考査委員に併任する

併任の期間は平成二十一年十一月三十日までとする（各通）（以上十月十四日）

財務省

（関税局関税課長）財務事務官　藤城　眞

大臣官房付を命ずる

（関税局業務課長）同　岸本　浩

関税局関税課長を命ずる

（国税庁調査査察部調査課長）

同　小部　春美

関税局業務課長を命ずる（以上十月十五日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十月十四日午後五時二十五分御出門、第五十回海外日系人大会　歓迎交流会に御臨席のため、憲政記念館（千代田区）へ行幸啓、同六時十五分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定について

平成21年10月５日付けで次の特定保安林を指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第４項の規定に基づき、公表する。

平成21年10月19日

農林水産大臣　赤松　広隆

（特定保安林の指定）

特定保安林の所在場所　山形県西置賜郡白鷹町、（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　石川県鳳珠郡能登町（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、石川県珠洲市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）、石川県羽咋郡宝達志水町（次の図に示す土砂崩壊防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　愛媛県東温市、宇和島市（以上二市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁及び市役所又は町役場に備え置いて縦覧に供する。）

法務

再審による無罪判決の公示

古波藏剛（住所愛知県豊橋市富士見台三丁目二六番地の四五ビスタ富士見台Ｃ－一〇二、運転手、昭和五一年四月三〇日生）に対して、「平成一九年七月一八日午後零時二二分ころ、石川県能美市吉原釜屋町カ一番の七先北陸自動車道上り線一五四・九キロポスト付近道路において、法定の最高速度（一〇〇キロメートル毎時）を四六キロメートル超える一四六キロメートル毎時の速度で普通乗用自動車を運転した。」との事実につき、略式命令（罰金七万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成二一年八月三一日無罪の言渡しをした。

豊橋簡易裁判所